

## 地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源を活用して新たに日本遺産「古代人のモニュメント - 台地に絵を描く南国宮崎の古墳景観 - 」関連商品を開発する事業者等を支援するため、予算の範囲内で日本遺産関連商品開発補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

#### (2) 日本遺産関連商品

日本遺産関連商品の材料や原料、商品本体の意匠やパッケージのデザインに「古代人のモニュメント - 台地に絵を描く 南国宮崎の古墳景観」を連想させるような要素が含まれ、本体又はパッケージデザイン等に日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会（以下「協議会」という。）が定める古代人のモニュメントロゴマーク（以下「協議会ロゴマーク」という。）が使用されている商品（物品に限る。）をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

#### (1) 協議会を構成する自治体（以下「構成自治体」という。）内に事業所を有する中小企業者

#### (2) 構成自治体内の商店会又は事業者団体に参加している者によるグループ、団体等

#### (3) 構成自治体内に住所を有する個人事業主

#### (4) 構成自治体内に所在する農業団体、漁業団体及び特定非営利活動法人

#### (5) その他会長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、交付対象者としない。

#### (1) 構成自治体の暴力団排除条例に規定する暴力団員等

#### (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする者

#### (3) 公序良俗に反する業務を行っている者

#### (4) その他本事業の趣旨及び目的に照らして適当でないと会長が判断する者

3 交付対象者は、納期の到来した市町税及び国民健康保険税を滞納していない者でなければならぬ。

### (交付対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業

とする。

- (1)新規の日本遺産関連商品を開発し、又は製作する事業
- (2)既存商品の一部を変更して日本遺産関連商品化する事業
- (3)既存商品の日本遺産関連商品化に伴うパッケージ等のデザインを開発する事業

2 前項の規定にかかわらず、同一の事業に対し他の補助金等の交付を受けている場合は、交付対象事業としない。

3 交付対象事業は、第8条に規定する交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までに完了しなければならない。

#### (交付対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する費用のうち、別表に定める経費（消費税及び地方消費税は含まないものとする。）とする。

#### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、交付対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1事業当たり50万円を上限とする。

#### (交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、募集のあった期間内に会長に提出しなければならない。

- (1)事業計画書（様式第2号）
- (2)事業予算明細書（様式第3号）
- (3)法人又は商号登記している個人にあっては履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、商号登記していない個人にあっては身分証明書
- (4)法人にあっては法人税並びに消費税及び地方消費税、個人にあっては所得税並びに地方消費税の記載のある納税証明書見積書等
- (5)その他会長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、同一の交付対象者について、1年度につき1回限りとする。

#### (交付決定)

第8条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、予算の範囲内で補助金の交付の可否を決定し、地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

#### (変更承認申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない事情により交付の決定を受けた補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に変更、中止又は廃止の内容を明らかにする書類を添えて会長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による変更、中止又は廃止の承認申請があったときは、これを審査し、地域資源を活用した日本遺産関連商品開発事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

#### (実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに会長に提出しなければならない。

- (1)事業実績報告書（様式第8号）
- (2)事業収支決算書（様式第9号）
- (3)その他会長が必要と認める書類（領収書の写し、写真等）

#### (補助金の額の確定)

第11条 会長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金額確定通知書（様式第10号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

#### (補助金の交付等)

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の一部又は全部を概算交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、地域資源を活用した日本遺産関連商品開発事業補助金精算（概算）払請求書（様式第11号）に会長が必要と認める書類を添えて会長に提出しなければならない。

#### (帳簿等の保管)

第13条 補助事業者は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

#### (交付決定の取消し等)

第14条 会長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(成果等の発表)

第15条 補助事業者は、会長が当該補助事業の成果等を公表しようとするときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、令和7年9月24日から施行する。

別表

交付対象経費	内容及び注意事項	上限額（税込）※1
費用弁償	外部指導者、協力者の旅費（交通費、宿泊費）	R7.4旅費通知（西都市）に準ずる。
旅費	先進的な商品等の調査・開発等に係る旅費	同上
研究費	商品やパッケージの製作に伴う設計や実験に係る費用	
賃借料	商品やパッケージの製作に必要な道具や機械の賃借料	
原材料費	商品の製作に必要な原材料や金型等の作成費で、他の事業には利用できないもの	
備品購入費	新商品の製作に必要な備品で、リースでの使用が困難なもの	
印刷費	パッケージの試作に必要な印刷費で、販促用のチラシ等の印刷費は除く。	
知的財産等取得費	商標権等の知的財産を取得するための経費	

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会会長 殿

申請者 所在地

事業者名

代表者名

地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金交付申請書

地域資源を活用した日本遺産関連商品開発事業補助金の交付を受けたいので、地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金交付要綱第7条により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業（商品等）の名称

3 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業予算明細書（様式第3号）
- (3) 法人又は商号登記している個人にあっては履歴事項全部証明書（登記簿謄本）  
商号登記していない個人にあっては身分証明書
- (4) 法人には法人税並びに消費税及び地方消費税、個人には所得税並びに地方消費税の記載のある納税証明書見積書等
- (5) その他会長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

代表事業者	事業者の名称	
	所在地	
	資本金の額	
	従業員数	
	連絡先	
事業目的と概要		
事業実施日程	開始予定年月日	令和 年 月 日
	完了予定年月日	令和 年 月 日
経費	補助事業に要する経費総額	円
	うち補助金申請額	円

様式第3号（第7条関係）

事業予算明細書

（単位：円）

経費区分	内容	事業に要する経費	うち交付対象経費
合計			

（注1）「経費区分」については、第5条別表に補助対象経費として掲げる項目を記載すること。

（注2）「事業に要する経費」について、物品名、仕様、数量、単価等が確認できる見積書又は明細書等を添付すること。

（注3）「事業に要する経費」及び「うち補助対象経費」は消費税及び地方消費税を除いた金額を記入すること。

様式第4号（第8条関係）

南宮古第号  
令和年月日

（事業者名）

（代表者名）

日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会  
会長 押川 修一郎

地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった標記補助金については、地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業（商品等）の名称

2 決定事項 交付・不交付

3 不交付の場合の理由

4 補助金交付金額 金 円

5 補助事業の内訳と金額

様式第5号（第9条関係）

令和 年 月 日

日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会会長 殿

申請者 所在地

事業者名

代表者名

地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付南宮古第 号で交付決定のあった標記補助金について、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので、地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 事業（商品等）の名称

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更の内容

4 変更（中止・廃止）年月日 令和 年 月 日

5 添付書類（変更（中止・廃止）内容を明らかにする書類）

様式第6号（第9条関係）

南宮古第号  
令和年月日

（事業者名）

（代表者名）

日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会  
会長 押川 修一郎

地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金  
変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった標記補助金の変更（中止・廃止）については、地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業（商品等）の名称

2 決定事項 承認 • 不承認

3 不承認の場合の理由

4 変更の内容

5 変更（中止・廃止）年月日 令和 年 月 日

様式第7号（第10条関係）

令和 年 月 日

日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会会長 殿

所在地

事業者名

代表者名

### 地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金実績報告書

令和 年 月 日付南宮古第 号で交付決定のあった標記補助金について、その実績を地域資源を活用した日本遺産関連商品開発事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業（商品等）の名称

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業収支決算書（様式第9号）
- (3) その他会長が必要と認める書類（領収書の写し、写真等）

事業実績報告書

1 事業（商品等）の名称

2 事業（商品等）の概要

3 事業（商品等）の成果・現況

※別紙に、実施した事業又は開発した商品の写真等を添付してください。

様式第9号（第10条関係）

事業収支決算書

1 収入内訳

区分	決算額（円）	備考
自己資金		
補助金		
借入金		
その他の		
合計		

2 事業費内訳

経費区分	内容	事業に要する経費	うち交付対象経費
合計			

（注1）「経費区分」については、第5条別表に補助対象経費として掲げる項目を記載すること。

（注2）「事業に要する経費」について、物品名、仕様、数量、単価等が確認できる見積書又は明細書等を添付すること。

（注3）「事業に要する経費」及び「うち補助対象経費」は消費税及び地方消費税を除いた金額を記入すること。

様式第10号（第11条関係）

南宮古第号  
令和年月日

（事業者名）

（代表者名）

日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会  
会長 押川 修一郎

地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金額確定通知書

令和 年 月 日付で報告のあった標記補助金について、地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

## 様式第11号（第12条関係）

令和 年 月 日

日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会 殿

所在地

事業者名

代表者名

## 地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金精算（概算）払請求書

令和 年 月 日付南宮古第 号で交付決定のあった標記補助金について、地域資源を活用した日本遺産関連商品開発補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の精算（概算）払を請求します。

記

1 支払方法 精算払 • 概算払

2 請求金額 金 円

3 請求内訳 令和 年 月 日現在

1 交付決定額 (A)	金 円
2 既受領額 (B)	金 円
3 今回請求額 (C)	金 円
4 残額 (A) - ((B) + (C))	金 円

備考

4 振込先

支 払 金 融 機 関	銀行・農協 金庫・信組		本店・支店・出張所 本所・支所	預金種別	
				普通・当座	
支 払 金 融 機 関	金融機関コード		店番号（左詰め）		
	口座番号 (左詰め)			フリガナ	
			口座名義		

## ※第2条関係

### (中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。

4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。